

FATF 第5次対策「クリア」に向けた金融機関との一体策

近年、匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）が国際的に不正な送金を行っていることなど様々な報道に寄せて、「マネロン対策で日本は実質不合格国」「今後予定されている FATF の第 5 次審査の合格は必要不可欠」といった論調の記事を目にする機会も増えてきた。そこで、そもそも FATF による審査とは何なのか、なぜ FATF の審査で合格しなければならないのか、そのためには何が必要なのか、について、金融機関から見た視点を中心に整理をしてみたいと思う。

金融庁 総合政策局 金融犯罪対策室長 齋藤 豊

1 FATF 第5次審査のポイント

マネロン対策のための国際的な基準を策定しているのが、金融活動部会（FATF）と呼ばれる国際的な組織であり、FATF が策定した基準は日本を含め現在、世界 200 以上の国・地域で適用されており、実質的なグローバルスタンダードとなっている（図表 1 参照）。

FATF では策定したマネロンの国際基準が適切に実施されているか、FATF に加盟する国同士で審査しあう「相互審査」を行っている。日本に対して、FATF の相互審査が直近で行われたのが 2021 年 8 月に結果が公表された第 4 次審査である。ここでは、様々な指摘を受け、結果として日本は 3 段階で言えば真ん中の「重点フォローアップ国」とされた。加

えて、今後、FATF からの指摘に対して改善が遅い場合には、更にその下のグレイリスト・ブラックリストに国名が掲載されるおそれがある。

こうしたリストに名前が載ること、国際社会では日本という国が取引の相手としてリスクの高い国とみなされる。

日本企業が金融機関を通じて海外送金等を行うとしても、取引の相手方となる海外諸国の金融機関によるチェックが厳格化されるため、簡単にはできなくなり、輸出入や貿易金融などの経済活動が麻痺することになりかねない。

現在、グレイリストに名前が掲載されているのは、ナイジェリア・ベトナム・シリア

などであるが、こうした国々と同列に扱われることで日本にとってどのような不都合が生じるか、容易に想像できるのではないかと思う。これこそが、FATF の審査結果が重要と言われるゆえんである。また、FATF の立入審査では、監督当局としての金融

図表 1 FATF 審査 評価の分類(2026年3月末時点)

通常フォローアップ国 英国、スペイン、イタリア、フランス等

↓... 3年後までに改善状況を自己申告

重点フォローアップ国 日本、中国、米国、ドイツ、ポルトガル等

↓... 3年後までに改善状況を再審査

観察対象国 南アフリカ、アイスランド、トルコ、ブラジル等

↓... 1年後までに改善状況を再審査

(改善が進まない)

グレイリスト ナイジェリア、シリア、ベトナム等

ブラックリスト 北朝鮮、イラン、ミャンマー

(出所) FATF HP 公表情報をもとに金融庁作成

図表2 FATF第5次審査 各国のスケジュール

国名	立入審査	国名	立入審査
ベルギー	25年2月	バーレーン	26年11月
マレーシア	25年2月	サウジアラビア	26年11月
オーストリア	25年6月	南アフリカ	27年2月
イタリア	25年6月	スペイン	27年2月
シンガポール	25年6月	デンマーク	27年6月
カナダ	25年11月	スイス	27年6月
トルキエ	25年11月	英国	27年6月
メキシコ	26年2月	フィンランド	27年11月
米国	26年2月	スウェーデン	27年11月
中国	現在	アイルランド	28年2月
アイスランド	26年6月	ノルウェー	28年2月
アラブ首長国連邦	26年6月	日本	28年6月
オーストラリア	26年11月	ポルトガル	28年6月

(出所)FATF HP公表情報をもとに金融庁作成

庁など政府省庁だけでなく、個別の金融機関に対しても、FATF審査団によるヒアリングがサンプル的に行われる。そこでは、金融機関によるFATFへの受け答えが我が国全体の評価を左右することになる。

今回のFATF第5次審査は、早い国ではもう始まっている結果が既に公表されている国もある。日本は2028

年6月に立入審査が予定されており、あと約2年あるが、それまでの期間、他国がどのような指摘を受けたのかを把握し、できる限り日本の審査までに対応しておくことが重要と考えられる。

審査結果が先行して公表された2か国ではIO3、金融機関に限って言えば、マレーシアは合格、ベルギーは不合格と明暗が分かれている。この2か国で受けた指摘や両者の違いを見ていくことで日本がIO3で合格を取るための重要な要素も見えてくる(図表2参照)。

両国の審査結果から見たポイントを簡単にまとめてみる。まず、1つ目の論点としては、全ての対策の基礎となるリスク認識・評価は重要であり、官も民も広く共有しておく必要がある。

特に、不合格となったベルギーでは、非対面で容易に国境を跨ぐ移転が可能な暗号資産のリスクを過小評価し、監督当局すら存在しない点を重大な不備として指摘された。

暗号資産に限らず、こうした新しいリスクにはアンテナを高くしてきちんと追いかけて、リスク評価に織り込んでおく必要がある。これらは政府のリスク評価(NRA)にも記載するので、きちんと目を通していただきたい。

その上で、政府のNRAは踏まえつつも、それを単純にコピーするのではなく、自身の顧客やビジネスモデルから見た自らにとってのリスクとは何なのか、金融機関自身できちんと評価する、自分の言葉で語れることが大事である。

こうしたリスクベースアプローチは全ての基礎であり、一部の業態・金融機関だけができていれば良いというものではなく、全ての金融機関に求められる。穴は作ってはい

けない、穴になってはいけない。

2つ目の論点として、F A T Fの審査はメソドロジーをなぞる形で総花的に行われるので、有効性の検証など、重要な評価項目を抑えていけば良いというものでは必ずしもない。むしろ、真の実質的支配者（B O）や国内外の政府等で重要な公的地位を占める者（P E P s）、疑わしい取引の届け出など、幅広い論点を網羅的に取りこぼさないことが大事である。

こうした個別の論点に関して、現在の「マネロンガイドライン」や「F A Q」で詳細に書かれていない、分かりにくいものもまだあると考えている。これからの一年間は、より明確に伝わるよう「マネロンガイドライン」や「F A Q」の必要な改訂は機動的に、積極的に行ってまいりたい。

3つ目の論点、やはりそう

は言っても有効性の検証は大事ということは改めて分かった。実際、「形だけがあつて、実効的でない」ものはかなり厳しい評価がなされている。金融機関には、有効性を自ら検証し、どのような改善活動を通じて実効性を確保しているのか、客観的・合理的に説明できるように引き続き取り組んでもらいたい。

4つ目の論点、当局との様々なコミュニケーションや行政処分はそれが金融機関の改善につながっているか、すなわち「成果」があるか否かを問われている。F A T Fでは巨額の罰金や制裁金を課することが金融機関に対する牽制になる、という意見が従来から根強くあり、過去に第4次審査でも、そもそも、日本における業務改善命令などの行政処分はただでさえ件数が少ない上に、金銭的なペナルティもなく「本当に効果的で抑

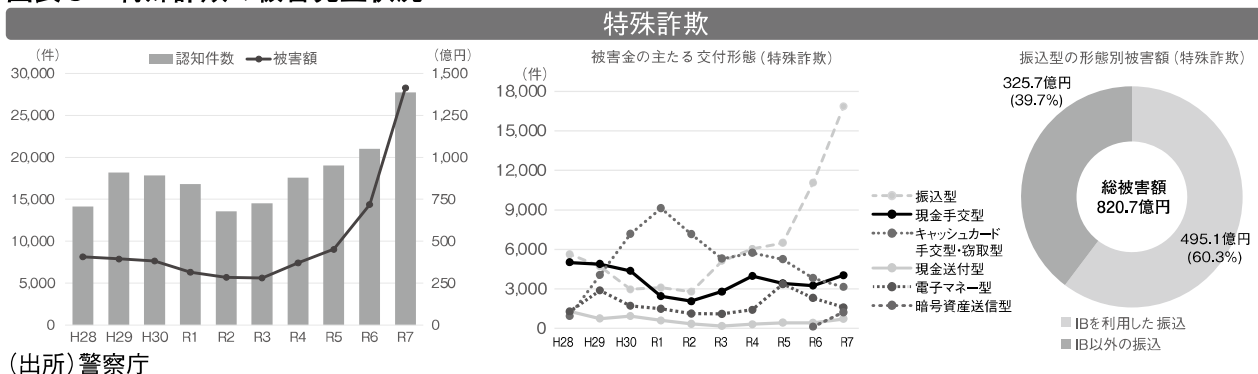
止力があると言えるのか」という議論があつた。現行制度下では金融機関は改善できない、ということになれば、日本も巨額の罰金・制裁金の制度を導入しろ、という話になりかねない。そうならなくても済むように、金融機関にはしっかりと取り組んでもらいたい。

先発2か国でベルギーは不合格だったが、マレーシアは合格だった。少なくとも、第5次審査は合格できないものではない。それが分かつただけでも収穫であり、日本が良い評価を得て、国際社会から信頼される金融市場であるために、官民一体で取り組んでいければと思う。

2 詐欺対策とマネロン対策の交差

特殊詐欺やS N S型投資・ロマンス詐欺被害の令和7年、昨年1年間の発生状況について

図表3 特殊詐欺の被害発生状況



今年2月、その数字が警察庁から公表された。いずれも被害が増加し、これら3つの類型の合計で被害額は3241億円にも及んだ。一昨年の令和6年の合計が1990億円だったことを考えれば、1.5倍以上の増加である。

特に特殊詐欺では、警察官の名を騙ってLINEで警察手帳や逮捕状を見せつつ、犯罪捜査の名目でお金を振り込ませる、従わないと逮捕する、といった脅す「ニセ警察官サギ」が増加分の大半を占めている。

また、もう一つの特徴として、詐欺被害者の年齢層が若年層にも拡大している。これまで、高齢者が被害者のかなりの部分を占めていた特殊詐欺においても、20歳台・30歳台の割合がこの1年間で12・4%から22・3%に倍増している。最早、特殊詐欺は年代を問わず金融機関の利用

者全てが被害に遭う可能性があるある社会問題と言っても過言ではない(図表3参照)。

もともとマネロンとは、古くから犯罪組織が密売や強盗などの犯罪で得た金品、これらを如何に警察の目を逃れて移す・隠匿するかという、犯罪収益の移転に焦点が当たっていた。「犯罪」によって収益を得ることと、それを「移転」させることはいわば別物と考えられていた。

他方で、近年、特殊詐欺の被害が拡大しつつある中で、こうした近年の詐欺の大きな特徴は、大半が預金口座を通じてネット上で行われることにある。そして、被害者から振り込まれた被害金はインターネットバンキング(IB)を通じてきわめて短時間のうちに口座から口座へと転々と、最終的には、暗号資産やステーブルコインに転換されたり、規制の弱い海外に送金

されたりすることになる。

つまり、詐欺という「犯罪」によって収益を得ることと、それを「移転」させるという行為が預金口座という一つのプラットフォームでごく短時間のうちに行われるようになった。もはや「犯罪」と「収益移転(マネロン)」を分けて考えることは意味を持たなくなつた。

これまで、対策コストが重くのしかかる「マネロン対策」が金融機関にとっては、「FATFから求められているから」という、制度対応として多少なりとも「やらされ感」があったことは否定しない。

一方で、「詐欺対策」は、金融機関自身の口座が詐欺の温床になり、自身の顧客も含めて新たな被害者を生み、金融機関の対策が不十分なこと、結果的には犯罪組織の片棒を担ぐ金融機関との批判につながる。

この点、「やらされ感」ではなく、自分の身を守るためにも「自分事」としてやる必要がある、というのは直感的にご理解いただけると思う。

「詐欺対策」と「マネロン対策」の両者が一体化しつつある今、金融機関にはこれまでのような「やらされ感」ではなく、ぜひ「自分事」として取り組んでいただきたい。「犯罪」を止めればそもそも「収益移転」させる対象がなくなる。そして、「収益移転」を止めれば「犯罪」で稼いだとしても利用可能な形で現金化はできなくなる。

FATF第5次審査への対応は詐欺への対策にもつながる、その逆もまた然りといった両面のアプローチで、我が国全体で官民が、そして金融機関においても経営陣から本部・営業店の現場までもが一体となって取り組んでいくことが重要である。